

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答

パブリックコメントにおける公表案（試案）	お寄せいただいた、ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>目次 前文 第1章 総則 第1条 目的 第2条 定義 第3条 最高規範性 第4条 自治の基本理念 第5条 自治運営の基本原則 第2章 市民 第6条 市民の権利 第7条 市民の役割 第3章 議会及び議員 第8条 議会の役割と責務 第9条 議員の役割と責務 第4章 市長及び職員 第10条 市長の役割と責務 第11条 市の職員の役割と責務 第5章 行政運営の基本 第12条 総合計画の位置づけ等 第13条 計画等の策定過程 第14条 健全な財政運営 第15条 行政評価 第16条 組織体制 第17条 附属機関等の設置及び運営 第18条 情報共有 第19条 個人情報保護 第20条 説明責任 第21条 行政手続 第22条 危機管理 第6章 基本原則に基づくまちづくりの推進 第23条 市政への市民参加 第24条 市民意見の施策への反映 第25条 子どものまちづくりへの参加 第26条 区、町内会等の自治会活動 第27条 市民活動団体 第28条 協働で担う公共 第7章 他の自治体等との連携・協力 第29条 国、県等との関係</p>	<p>ご意見、ご質問に対する回答は、右欄をご覧ください。</p> <p>危機管理の位置づけは、第7章の方が現実的ではないか。あるいは、広域的な危機管理として第7章に追加してもよいのではないか。</p>	<p>危機管理は、様々な行政課題の一つですが、市民と市が協働する重要な分野として位置付け、行政運営の原則として規定しています。ご指摘の点については、試案第7章の第30条『他の自治体等との連携』の「広域的な課題の解決を図るため」の部分に、危機管理の意味合いも含めています。条例案では、『他の自治体との連携』の位置付けを明確にする意味で、『市政運営』に位置付けるよう構成の見直しを行っています。</p>

## 牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答

パブリックコメントにおける公表案（試案）	お寄せいただいた、ご意見・ご質問	回答（市の考え）
第 30 条 他の自治体等との連携 第 31 条 国際交流の推進 第 8 章 条例の見直し等 第 32 条 条例の見直し等		
前文		
<p>わたしたちが暮らす牧之原市は、牧之原台地と駿河湾を見渡す自然の調和した美しく温暖な地域です。この地域の産業、文化や人情は、長い歴史の中で多くの人々の活力と英知、さらに、恵まれた自然環境によって育まれてきました。お茶をはじめとした農業や漁業、富士山静岡空港や東名相良牧之原インターチェンジ、御前崎港を拠点とした産業の発展もさらに期待されます。</p> <p>このかけがえのない地域資源と、互いを思いやる温かなところや人と人のつながりなどの地域の絆を大切にします。そして、いつのときも誇りに思える「ふるさと」を、未来を担う子どもたちへ確実に引き継がなければなりません。そのためには、市民が自治の主体としての役割をあらためて自覚し、自ら考え、共に行動するという地域主権の精神に基づき、まちづくりを進めていきたいと考えます。</p> <p>このような認識のもとに、わたしたちは牧之原市の自治の基本理念を共有し、市民主体の新たな自治を確立し、市民一人ひとりが心豊かに生活するため、市の最高規範として、ここにこの条例を制定します。</p>	<p>「地域を愛する」「地域を育てる」「地域と共に歩む」などの表現がほしい。</p> <p>「私たちの住む牧之原市は、平成 17 年 10 月 11 日にこのまちに住む住民一人ひとりがそれぞれの価値に応じた「しあわせ」を実現する「幸福実現都市」を目指し誕生しました。合併の母体となった両町はかつてはこの地方の文化・行政の中心でしたが、その後の社会産業構造の変化によって衰退傾向を示し閉塞感が漂いつつあります。幸い、近年になってこの地域に「陸・海・空」のネットワークが形成され再び活力あるまちに変わる環境が整いつつあります。私たちはこの機会を活かし、市民・議会・執行機関が一体となって合併後 10 年目の節目となる平成 26 年までに、このまちを「幸福実現都市」とするよう、まちづくりの最高規範としてここに自治基本条例を制定いたします。」という表現はどうか？</p>	<p>ご意見を参考に、素案の段階では「地域を愛するところ」という表現を入れましたが、その他の様々なご意見を参考にしながら検討を重ねた結果、条例案では「このまちを、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、未来の世代へ引き継いでいく」という表現で、「地域を愛する・地域を育てる」という内容を、表現しています。</p> <p>ご意見を参考に、条例案では「平成 17 年 10 月 11 日に誕生し」、「幸福実現都市」、「市民、議会、行政が一体となって」という表現を盛り込んでいます。</p>

## 牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答

パブリックコメントにおける公表案（試案）	お寄せいただいた、ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<b>第1章 総則</b>		
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、市における自治の基本理念とまちづくりを担う市民・議会・市長等のそれぞれの権利や役割を定めることによって、市民主体による自治の実現を目的とします。</p>	<p>「市長等」という表現は紛らわしい。「執行機関」としてはどうか？</p> <p>解説の2行目、「それぞれの権利と役割を...」「それぞれの権利・役割・責務を...」とすべきでは？</p>	<p>「市長等」とは、地方自治法第138条の4に規定する市長、教育委員会ほか、地方自治法第138条の5に列記されている各種行政委員会（選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会）に独立した権限を有する公営企業管理者を加えたもので、一般に「行政」と言われるすべてを網羅したものです。「市長等」と「市の執行機関」の使い方に当たっては、「自治基本条例を創る会」で議論の上、前者を選択しました。</p> <p>ご意見を参考に、素案では「権利と役割」に加え「責務」を盛り込みました。その後の検討の過程で、第1条の条文が修正されたことに伴い、解説文も修正されましたが、「責務」の文言については、条例案の第11条『まちづくりにおける市民の責務』、第23条『議会の役割及び責務』、第25条『市長の役割及び責務』、第26条『職員の役割及び責務』、にそれぞれ盛り込んでいます。</p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>（1）市民 市内に住所がある人、市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内において事業活動又は公益的な活動を行う人と法人その他の団体をいいます。</p> <p>（2）市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいいます。</p> <p>（3）市 基礎自治体としての牧之原市をいいます。</p> <p>（4）参加 市民がまちづくりに主体的にかかわり、市政に対し意見を述べることや、行動することをいいます。</p>	<p>「市民」の定義。市内出身者（ふるさと納税者・まきのはら大使など）を入れることを考えるべき。</p> <p>市民とは誰を指すのか。住民票のある人？ ない人も含む？ 外国人も含むのか。 案では市民を住民だけでなく幅広く定義しており第4条第2項で市民が市政の主権を有すると</p>	<p>条例には市民の権利と責務を規定しますので、ふるさと納税者やまきのはら大使などを含めるのは、適当でないと考えます。しかしながら、市外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用していくことが大切ですので、ご提案の趣旨を踏まえて、条例案では第22条第2項に「市外の人々の知恵や意見等を積極的に取り入れ、まちづくりを行うものとする」という規定を盛り込んでいます。</p> <p>試案の段階では、「市民」の範囲を市内に住み、働き、学び、又は活動する個人として定めていました。このように市民の範囲を広げて定義したのは、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを</p>

## 牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答

パブリックコメントにおける公表案（試案）	お寄せいただいた、ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>(5) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、各自がお互いに相手の立場をよく理解し、より多くの力を合わせて協力して活動することをいいます。</p>	<p>なっているが、住民でないものまで主権者と言えるか？法的な根拠はどうか？          また、元々主権者である住民の内、条件を満たした有権者が権利を行使して議会と市長を選んでいるのに、その上、市民に主権があるかのような書き方は納得ができない。          条文からは、苦しい市の財政を少しでも市民に協力してほしいとの意図が感じられるが、それならば単純に市民にボランティアとして協力してもらえらる仕組み作りをするべきだと思う。          市民が中心の地方自治というイメージを綺麗な言葉で飾っているが、本来自治の主権を持っていない人たちも幅広く市民として位置付けている。条文からは全く別の意図が感じられるので、必ず辻褄の合わないところが出てくる。          結論から言えば、住民に限らず市のサービスの受益者を広く市民として捉え、全ての受益者に応分の負担や協力をしてほしいとの考え方である。          私も住民であり、納税者としてこの考え方には賛成であるが、今回の自治基本条例とは全く異質のものである。</p>	<p>進めていくためには、いわゆる「住民」だけでなく、牧之原という地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。          しかし、お寄せいただいたご意見を踏まえて検討した結果、条例案では、「市内に住所を有する者及び事務所又は事業所を有する法人」としています。          この条例には、市民参加や市民投票、或いはその他市民に係わる条文が多くありますが、範囲を広げると「市民」が出てくるすべての条項は、市内に住んでいる人以外の市民にも等しく適用されなければなりません。今後、この条例を具体的に運用することになれば、例えば市民投票などには市外の人も含めるのか、という問題にもなります。          そこで、自治基本条例はあくまでも「基本」ですから、ここでの市民は市内在住者にとどめ、必要があれば市外の方も含めて政策的に判断すればよいと考えます。          そのために、条例案では第22条第2項に「市外の人々の知恵や意見等を積極的に取り入れ、まちづくりを行うものとする」という規定を盛り込んでいます。</p>
<p>(最高規範性)          第3条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。          2 市民及び市は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。</p>		

## 牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答

パブリックコメントにおける公表案（試案）	お寄せいただいた、ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>（自治の基本理念）</p> <p>第4条 市民は、まちづくりの主体です。</p> <p>2 市政は、主権を有する市民の信託によるもので、市はその信託にこたえます。</p> <p>3 市民及び市は、それぞれ自らの果たすべき役割及び責任を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、市民自治による協働のまちづくりを推進します。</p> <p>4 市は、国及び他の地方自治体と対等な立場で連携し、協力して共通する課題及び広域的な課題の解決を図ります。</p>	<p>自治基本条例でまず明確にすべきことは、市民と行政の基本的な関係、つまり市民が行政に対価（税）を支払うことによって行政は市民にサービスを提供するという主従関係である。行政は、市民に仕えるためののみ存在するのであって、決して市民に対して対等ではない。第1条では市民主体による自治を目的としながら、第2条(5)協働では「市民と行政...が対等な立場に立ち云々」として、市民と行政を対等な立場に置いている。これは誤りである。行政とは何であるかという原点に立ち返って、本条例試案全般について、再検討すべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて検討を重ねた結果、条例案では「定義」(第2条)において、協働の定義を「市民、市長等及び議会が、自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力又は補完し合うことをいう」という表現にしています。</p>
<p>（自治運営の基本原則）</p> <p>第5条 まちづくりを行う際の自治運営は、次に掲げる原則に基づき推進します。</p> <p>（1）情報共有の原則</p> <p>（2）参加の原則</p> <p>（3）協働の原則</p> <p>（4）ひとづくりの原則</p>	<p>第3号は、協働の言葉の意味の説明になっているような感じ。もう少し掘り下げた記述が必要では？</p>	<p>この条例においては、市民との協働による市政の取り組みを通じての公共的な課題の解決が重要であるとの考えを示しています。また、すでに地域で活動しているコミュニティが支えられ、更に、活動や事業が創出されることを担保する施策の推進が求められています。しかしながら現在、市では推進に当たってのその基本的な考え方を持ち合わせていませんので、今後、必要な条例等を整備する中で、それをもとに、公共をそれぞれの主体が協働して積極的に担っていく環境を整えていきたいと思えます。</p> <p>条例案では、「対話の場とひとづくり」(第14条)を追加して、協働のまちづくりを進めるための人材の育成に努めることを、明記しています。</p>
<p><b>第2章 市民</b></p>		
<p>（市民の権利）</p> <p>第6条 市民は、まちづくりの主体者としてまちづくりに関する政策の形成・執行及び評価など市政に参加する権利を有します。</p> <p>2 市民は、まちづくりについて、市の保有する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。</p>		

## 牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答

パブリックコメントにおける公表案（試案）	お寄せいただいた、ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>（市民の役割）</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの主体者であることを認識し、まちづくりに参加するに当たっては、公共の福祉に反することなく、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。</p> <p>2 市民は、まちづくりに要する負担を自主的に分任しなければなりません。</p>	<p>見出しを「市民の役割」「市民の役割と責務」にすべき。</p>	<p>ご意見を踏まえて、素案の段階では「市民の役割と責務」を明記しましたが、検討を重ねる中で、条例案では「まちづくりにおける市民の責務」としています。</p>
<b>第3章 議会及び議員</b>		
<p>（議会の役割と責務）</p> <p>第8条 議会は、憲法に定める地方自治の本旨を実現するため、市政について評価・監視すると同時に、時代に即応したまちづくりを推進するため積極的に政策を立案します。</p> <p>2 議会は、市民に開かれ、市民が参加しやすいまちづくりができるよう公平性・透明性・独自性を確保した運営に努めます。</p>		
<p>（議員の役割と責務）</p> <p>第9条 議員は、全市地域の課題や市民の意見を的確に把握し、市民全体の福利の向上を目指して活動し、議会の機能を適切に果たせるよう努めます。</p>		
<b>第4章 市長及び職員</b>		
<p>（市長の役割と責務）</p> <p>第10条 市長は、市政の代表者として市民の信託に応え、この条例の理念を実現するため、公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。</p> <p>2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければなりません。</p> <p>3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければなりません。</p>		

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答

パブリックコメントにおける公表案（試案）	お寄せいただいた、ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>4 市長は、市の職員を適切に指揮管理するとともに、その能力向上を図り、効率的な事務の執行を行わなければならない。</p>		
<p>（市の職員の役割と責務）            第 11 条 市の職員は、自治運営の基本原則にのっとり、職務を遂行しなければならない。            2 市の職員は、自らも地域の一員であることを認識して市民との信頼関係づくりに努め、まちづくりに積極的に取り組まなければならない。            3 市の職員は、市民自治によるまちづくりの推進及び市政の運営に必要な能力の向上に絶えず努めなければならない。</p>		
<p>第 5 章 行政運営の基本</p>		
<p>（総合計画の位置づけ等）            第 12 条 市は、この条例の目的及び理念に基づくまちづくりの具体化のため、市の最上位計画として議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画及び実施計画から構成される総合計画（以下「総合計画」という。）を策定します。            2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動を図らなければならない。</p>		
<p>（計画等の策定過程）            第 13 条 市長等は、基本構想、基本計画その他の計画（以下「計画等」という。）の策定に当たっては、市民が参加する機会を保障します。            2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、その結果を市民に公表するとともに、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応した計画等の改訂を行うものとします。</p>		

牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答

パブリックコメントにおける公表案（試案）	お寄せいただいた、ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>（健全な財政運営）</p> <p>第14条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源の確保やその効率的、効果的な活用を図り、健全な財政運営を行います。</p> <p>2 市長は、市の保有する財産の適正な管理や効率的な運用に努めます。</p> <p>3 市長は、財政や財産の状況をわかりやすく公表します。</p>		
<p>（行政評価）</p> <p>第15条 市は、総合計画の着実な実行に基づき、効率的かつ効果的な行政運営を行うとともに、市政に関し市民に説明する責任を果たすため、行政評価を実施し、これに関する情報を市民に公表しなければなりません。</p> <p>2 市は、行政評価に関する市民の意見を適切に市政に反映させるよう努めます。</p> <p>3 評価の指標等は、市民の視点に立ったものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとするともに、予算編成、組織及び機構の整備並びに総合計画の進行管理に反映させるものとします。</p>		
<p>（組織体制）</p> <p>第16条 市は、広く人材を求め、適材適所の人事配置や効果的な人材育成に務め、職員と組織の能力が最大限発揮されるよう努めます。</p> <p>2 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化や市民のニーズに的確に対応できるよう編成します。</p>		
<p>（附属機関等の設置及び運営）</p> <p>第17条 市長等は、開かれた市政の推進及び簡素で効率的な行政運営を確保するため、市民、学識者等の意見を市政に反映させる審議会や委員会などの附属機関等を設置することができます。</p> <p>2 市長等は、附属機関等について必要な指針等を別に整備します。</p>		



## 牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答

パブリックコメントにおける公表案（試案）	お寄せいただいた、ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>（情報共有）</p> <p>第18条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するために、保有する情報を市民にわかりやすく提供するとともに、市民が迅速かつ容易に情報を得ることができるように、多様な媒体の活用その他総合的な情報提供の体制整備に努めます。</p> <p>2 市は、市民の知る権利を保障し、まちづくりについて市民に説明する責任を十分に果たすよう、保有する情報の公開を公正かつ適正に進めていきます。</p>	<p>市政への参加意識には、情報共有が必要であると考えます。例えば榛原病院の経緯や国民健康保険の税率アップ（納付書がきてビックリ！）についての事前情報が殆どなかった。具体的な施策を望む。（情報発信をどうするか。市民からの提案を受け、その結果どのようになったか等。民間であればプラン ドゥー チェックのサイクルが回るのであるが、果たして期待が持てるのか疑問が残る）</p> <p>まちづくりは、まず行政から市民への「情報の提供」から始まる。行政が知らしめたくないと思えば情報の提供はなされず、情報共有はもとより、それから始まる「協働」は絵空事となる。まずは、行政からの詳しく、かつ迅速な「情報の提供」がまちづくりの基本である。終わった後に他から入ってくる情報などは「情報の提供」ではなく、地域市民を無視した行政の姿勢に他ならないと思う。</p> <p>漏れ聞こえてきた情報では「時、既に遅し」となり、手の打ちようがない。協働どころか、陳情・要望を【お上】にお願いし、幕引きとなってしまふ。各部署、各職員の行政改革、意識改革を推進されたい。</p>	<p>情報共有は、住民自治の要であり、条例の核となる精神でありますので、ご意見の趣旨を踏まえ、試案の全体構造を組み立て直しています。</p> <p>具体的には、条例案では第2章として『情報の共有』という新たな章立てを起こし、「情報共有の原則」（第3条）において 市民、議会、市長等が協働のまちづくりを進めるために情報を共有すること 市民は、市長等及び議会が保有する情報の提供を受け、自ら取得する権利を有すること 市長等及び議会は、市民の知る権利を保障するとともに、十分な説明責任を果たすことを定め、また「情報提供」（第4条）において市長等及び議会は、まちづくりに必要な情報を市民に対して適切な伝達手段によって速やかに分かりやすく提供すること、を定めています。</p> <p>また、「市民からの提案を受け、その結果どのようになったか」につきましては、条例案では「参加機会の保障」（第8条）において、市長等及び議会が市民の意見や提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに適切に市の仕事へ反映させるよう努めることを、定めています。</p> <p>また、今後、行政評価の仕組みを整備し、評価の結果を市の仕事に反映させることによりプラン ドゥー チェックのサイクルが回るよう、努めていきます。</p>
<p>（個人情報保護）</p> <p>第19条 市は、個人情報の重要性を認識し、その収集や利用、提供、管理などについては、別に条例の定めるところにより適切に行政手続を行い、これに基づいて取り扱わなければなりません。</p>		
<p>（説明責任）</p> <p>第20条 市長等は、施策の立案、実施や評価のそれぞれの段階において、その必要性及び妥当性、内容、効果及び手続を明らかにし、市民に広く意見を求めるとともに、わかりやすく説明しなければなりません。</p>		

## 牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答

パブリックコメントにおける公表案（試案）	お寄せいただいた、ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>（行政手続）</p> <p>第 21 条 市長等は、別に条例の定めるところにより適切に行政手続を行い、まちづくりの運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。</p>		
<p>（危機管理）</p> <p>第 22 条 市は、緊急時に備え、市民の生命及び財産を守ることができるよう総合的かつ機動的な危機管理の体制を確立するよう努めます。</p>		
<b>第 6 章 基本原則に基づくまちづくりの推進</b>		
<p>（市政への市民参加）</p> <p>第 23 条 市長等は、市政に関する重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参加のための仕組みを整備します。</p> <p>2 市長等は、それぞれの事業に応じて効果的な市民参加の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。</p>	<p>今のままで住民の主権は守られており、意見を言う機会やチャンネルは幅広く確保されていて抹殺されることなどありえないのに、なぜわざわざ条例をつくる必要があるのか。行政の施策に市民が参加して協力してほしいなら、この条例ではなくもっと別の方法があるはず。施策の決定に市民参加を求めて幅広く意見を聞きたいのならば、私はその考え方には反対。</p> <p>全国の地方自治体財政が破綻の危機にあるのは、住民の我が儘に依って多くの無駄なことをしてきたことが大きな原因のひとつ。</p> <p>市長と議会は住民のためになることをするのであって、そのためには反対があっても信念を持って決定し、正しい判断だということを結果で示して審判を受けるべきです。</p> <p>住民の意見を参考にするのは勿論大切だが、幅広く意見を聞くのは喜ぶことしかしなくなることにつながり、ますます財政困窮に向かっていくことになる。</p> <p>市民の声、相談を積極的にしてほしい。無駄な財政、市民の立場を考えて。事業仕分け、行政改革をしっかりと考えて。</p>	<p>この条例は、まちづくりに関する基本的な事項を定め、まちづくりの計画などに市民の意見を反映するための仕組みなどを定めるものです。また、限られた財源の中で市民が納得できる市政運営を行っていくためには、市民の多様な意見を把握し、市民の合意をつくっていくことが重要との考えから、条例案の第 3 章『市民参加の推進』では「市民参加の権利」（第 7 条）、「参加機会の保障」（第 8 条）、「審議会等の運営」（第 9 条）、「市民投票制度」（第 10 条）の中に、第 4 章『市政運営』では「計画の策定等にかかる原則」（第 15 条）の中に、第 6 章『議会及び議員』では「議会の役割及び責務」の中に、市民参加についての規定を盛り込んでいます。</p> <p>市政の基本は代表民主制ですが、議会や市長が市政を進めていくに当たっては、市民の意思を尊重していくことが大切です。市民の意見を十分に聴き、尊重した上で、議会と市長がそれぞれの権限に属することを判断することが、基本であると考えています。</p> <p>「市民の声、相談を積極的に」、「市政に対する意見を受け付ける目安箱」、「市民が生活の中で感じる事項を行政が効率よく収集し、行政に反映</p>

## 牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答

パブリックコメントにおける公表案（試案）	お寄せいただいた、ご意見・ご質問	回答（市の考え）
	<p>現在は、市政に対する意見を受け付ける目安箱すら、ない。</p> <p>市民と行政が協働で地域の活性化等に努めることは市財政状況の良くない現在、特に重要であり、そのためには市民が生活の中で感じる事項を行政が効率よく収集し、行政に反映させる仕組みを作り、明記する必要があると思う。</p> <p>例えば「意見交換会」等の形式的な場だけでなく、行政の窓口を設置する投書箱等に投書される各種の声（職員が対応した記録も含め）を定期的に担当部署が集め分類し、一つひとつを検討し「行政として取り入れる事業か」「市民協働で推進する項目か」「実施困難な事項」等の結果を公表する。このような仕組みを条文に明記すれば自治基本条例の精神を実現する一つのポイントが出来るのではないかと？</p>	<p>させる仕組みを作り」等についてのご意見の趣旨を踏まえて、試案の第 24 条（市民意見の施策への反映）を一部修正し、条例案では第 3 章として『市民参加の推進』という新たな章立てを起し、市民参加を進めるための制度保障や仕組みなどについて定めています。</p> <p>第 8 条「参加機会の保障」では、市長等及び議会が、市民の意見や提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに適切に市の仕事へ反映させるよう努めることを、定めています。</p> <p>ご意見としていただいた「行政が行う」、「市民協働で行う」、「実施困難」という仕分け作業を含め、今後はこの条例に基づいて必要な条例等を整備することにより具体的な制度等を整え、市民が意見を出しやすくなる仕組みを充実します。</p>
<p>（市民意見の施策への反映）</p> <p>第 24 条 市長等は、市民参加により示された提案等を総合的に検討し、その経緯並びに結果を市民に公表するとともに、適切に施策に反映させるよう努めます。</p>		
<p>（子どものまちづくりへの参加）</p> <p>第 25 条 子どもは、個人として尊重され、まちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>2 市民及び市長等は、子どもがその年齢に応じてまちづくりへ参加する機会を保障し、適切な支援に努めます。</p>		
<p>（区、町内会等の自治会活動）</p> <p>第 26 条 市民は、区、町内会等が自治の担い手であることを認識し、互いが地域の中で安心して暮らし続けることができるよう、自主的に自治会活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、身近な地域課題の解決に向けて協力して行動するよう努めます。</p>	<p>区の組長会で条例の説明を聞いたが、すぐには理解できず、何か腑に落ちないものを感じた。「条例」と枠を作ることにより、皆が足並みを揃えるかもしれないが、全員の足並みが揃うかといえばそうではないと思う。世の中はとてつも</p>	<p>ご指摘のとおり、区や町内会等の自治会活動は、枠にはめられるものではなく、地域の皆さんが自主的に考え、取り組むことが基本ですので、そのルールは地域の話し合いで決めていただくものと考えます。また、市民の皆様がどのような</p>

## 牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答

パブリックコメントにおける公表案（試案）	お寄せいただいた、ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>2 市長等は、区、町内会等の自主的な地域における活動の役割を尊重しながら適切な支援を行います。</p> <p>3 区、町内会等の代表者は、その構成員の意思を尊重し、意見を取りまとめ、市との協働を円滑に図るよう努めます。</p>	<p>なく速いスピードで進化しており、10年前に先を見通して策を講じてきたものが、今の現代に適用できるのか？市長には5年前のマニフェストはマニフェストとして置き、現代に必要な施策にもっと勇気と決断を持って臨んでいただきたい。市職員の大切な時間を市長の自己のマニフェストを実行するために使うなら、市役所の玄関前に貼り出している『市民のための市役所』を『市長のための市役所』にして牧之原市自治基本条例を作成して頂きたい。枠にはめなくても済む地域社会が出来ることを、望んでいます。</p>	<p>形でまちづくりに関わるかは、各人の市民に委ねるべきものですが、試案では、「市民の活動を規制したり」、「市民に何かを強制すること」や「市民に負担を強いる」ものであると受け取られた部分については、今回の意見募集を踏まえて検討した結果、条例案では「市民参加の権利」（第7条）において、市民によるまちづくり活動は自主性と自立性が尊重されなければならないこと、「市とコミュニティのかかわり」（第13条）において、市がコミュニティの自主性と自立性を尊重しながら必要に応じて支援すること、を定めています。</p> <p>(参考)</p> <p>引用文献 「自治基本条例の理論と方法」公人の友社 P39</p> <p>神原 勝 北海道大学大学院法学研究科教授 『私が考える自治基本条例は、自治体という政府機構を運営するための基本ルールを定めること、言い換えれば、市民が自治体という権力をコントロールするための「自治体運営基本条例」ですから、市民自由の領域に属するコミュニティあるいはコミュニティ活動に関しては、次元の違う問題なので、自治基本条例では触れないほうがよい』</p> <p>引用文献 「わたしたちのまちの憲法」日本経済評論社 P188～189</p> <p>木佐茂男 編 逢坂誠二</p> <p>『公共性の実現主体とその責務』</p> <p>地域の公共的な課題を解決する主体は、今日、政府組織（国・自治体）に限らず、多様化している。個人、営利企業、地域コミュニティ団体（町内会など）、非営利活動組織（いわゆるNPO）や公益法人、特別な公共団体（行政体）など、多くの人々・組織（団体）が公共性の実現にかかわっている。</p> <p>公共性のあり方（いわゆる公共哲学ないし公共の哲学）やその内容を定める権限を行政当局が独占すると</p>

## 牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答

パブリックコメントにおける公表案（試案）	お寄せいただいた、ご意見・ご質問	回答（市の考え）
		<p>考えることは、今日では許されない。ただし、公共性のあり方・内容に関する考え方も、ニュー・パブリック・マネジメント（NPM）から補完性の原理まで、多種多様なものが混在して唱えられているのが現状である。</p> <p>もっとも自治体は「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割」（地方自治法第一条の二第一項）を担う主体として、こうした多元化・多様化する考え方を調整してまとめ上げることが求められる。</p> <p>こうした点で、自治基本条例は地域社会における公益のあり方を規定し、公共性の基本理念を明確にするものである以上、当該地域社会における公益と公共性を具体的に定義し、それらを担う主体を明確にする必要がある』</p>
<p>（市民活動団体）</p> <p>第 27 条 市民は、市民活動団体がまちづくりの重要な一員であることを理解し、その自主性及び自立性を尊重し、その活動を守り育てよう努めます。</p> <p>2 市長等は、市民活動団体の自主的な地域における活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行います。</p>		
<p>（協働で担う公共）</p> <p>第 28 条 市長等は、市民との協働による公共的な課題解決のための仕組みを整備します。</p> <p>2 市民は、さまざまな主体が公共を担うための協働の推進に努めます。</p>		
第 7 章 他の自治体等との連携・協力		
<p>（国、県等との関係）</p> <p>第 29 条 市は、市民にもっとも身近な自治体として、国、県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な関係を確立します。</p>		

## 牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答

パブリックコメントにおける公表案（試案）	お寄せいただいた、ご意見・ご質問	回答（市の考え）
<p>（他の自治体等との連携）</p> <p>第30条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めます。</p>	<p>他の自治体との連携・協力で、広域課題の解決だけでなく、広域的な発展を目指した産業振興上の取り組みを含んだらどうか。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえて、条例案では第2項を追加して、産業振興を含め、文化や芸術、環境等の分野においても市外の人々の意見や提案を積極的に取り入れ、まちづくりを行うことを示しています。</p>
<p>（国際交流の推進）</p> <p>第31条 市は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めます。</p>		
第8章 条例の見直し等		
<p>（条例の見直し等）</p> <p>第32条 市は、この条例の施行後5年以内ごとに施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講じることとします。</p> <p>2 市は、この条例の見直し等をするときは、市民の意見が反映できるように適切な処置を講じなければなりません。</p>		
内容全体に関する意見		
	<p>牧之原市の条例としての特徴が出ていない。言い換えればどの市町村にもあてはまってしまう条例ではないか。</p> <p>市の独自性が弱い。第23条には多少、牧之原市としての角度づけが見られるが…。基本条例とはこういうもので、それを具体化していくプロセスに市としての独自性が発揮されるということか？</p> <p>書かれていることは理想論として素晴らしいものだが、住民の意識変革 仕組みづくり 実際の行動、の3点が今後重要になってくると思う。更なる健闘を期待する。</p>	<p>この条例は、まちづくりに関する基本的な事項を定めていますので、他の市町村と似たような内容も多いかと思いますが、牧之原市として必要なことを条文化しています。その中で、他の市町村ではあまり見られない内容としては、条例案においては「対話の場とひとづくり」（第14条）、「牧之原市自治基本条例推進会議」（第27条）、「この条例の位置付けと体系化」（第29条）などがあります。</p> <p>ご意見にもありますように、この基本条例に基づいて、具体的な制度を整えていくこととなりますので、今後はこれらについて市民への周知、浸透を図り、市の独自性が発揮されるような仕組みを整え、実行していくこととなります。</p>

## 牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答

パブリックコメントにおける公表案（試案）	お寄せいただいた、ご意見・ご質問	回答（市の考え）
	<p>他の市の条例に含まれているが試案に含まれていない項目（「まちづくり」の定義、「要望、苦情への対応」に関する条文、「住民投票」に関する条文）は？</p> <p>条文の表記方法については、意見が分かれるところだが、平文の表記は良いと感じた。現実的には全条文を読破する市民は多くないであろうが、何らかの機会、例えば学校教育の場面等で、条例そのものを読む機会があったとき、少しでも取っ付きやすいものの方が良いと思うので、諸条件が許すなら平文表記の条例として頂ければ幸いである。</p> <p>条文内の片仮名表記については、十分に日本語化した片仮名英語、若しくは、他に表現方法がないものについては良いと思うが、それ以外は可能な限り日本語表現として頂ければ、と思う。具体的には第16条の2の「ニーズ」ただし、意図を持ってこの単語を使用した場合には、そのまま良いと思う。</p> <p>多くの関係者が日数をかけて成立する条例であり、その努力に敬意を表する。しかしながら、条例制定までの過程で労力を使い果たし、その後の進捗状況がいまいちであった例もあると聞いた。様々な条例の上位に関連づける条例であり、目的</p>	<p>につきましては、条例案では「定義」（第2条）の中に「まちづくり」の定義を追加しています</p> <p>につきましては、市民満足度の向上を図り、市民との信頼関係を強化する上で、市民から寄せられた要望、苦情等についての的確な対応は重要であるとの考えから、素案の段階では条文を追加しましたが、その後に検討を重ねた結果、条例案では「参加機会の保障」（第8条）において市長等及び議会が、市民の意見や提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに適切に市の仕事へ反映させるよう努めることを明記することにより、その内容を反映しています。 につきましては、条例案では「市民投票制度」（第10条）を追加しています。</p> <p>前文は「です：ます」体で平仮名を多用し、素案では条文については、「である」体を用いています。国、自治体において共通の意味、約束事として使われている法令用語を別の言葉に置き換えたり、表現方法を変える場合、定義等で正確性を欠き、多義的な解釈をもたらすおそれがあります。</p> <p>地域主権改革の推進に伴い、基礎自治体の役割が拡大している中、市長等の組織に求める視点から、「ニーズ」は「行政需要」と言い換えています。</p> <p>ご指摘のとおり条例の推進策について、明確に明記して進めていくことが大切でありますので、条例案では、まちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行う</p>

## 牧之原市自治基本条例（仮称）試案についてのご意見への回答

パブリックコメントにおける公表案（試案）	お寄せいただいた、ご意見・ご質問	回答（市の考え）
	<p>を達成するために本条例の制定が新たな仕事のスタートであることを再認識してほしい。</p>	<p>ための仕組みとして第 27 条に「牧之原市自治基本条例推進会議」の設置を定める規定を設けています。</p>
その他	<p>見ただけでウンザリし、読まなければと努力しても途中でイヤになるようなこの試案をどれだけの方が理解し意見が提出できるか疑問。 何を申請しても「予算がない」の一点張りなのに、これだけの資料を作成するにはかなりの経費が使われている筈。税金の無駄遣いではないのか？もっと理解しやすい方法で、金を使わず労力を使う行政を進めて欲しい。榛原病院の広報活動を見習ったらどうか。提出方法もおかしい。</p> <p>条例に謳ってあることは当然のことであって、条文化する必要はなし</p> <p>静岡県条例「歯と口の健康を守る条例」の成立に伴い、牧之原市でも同様の条例を作してほしい。 条例の中に、「歯と口の健康」の項目を入れてほしい。</p> <p>図書館を充実してほしい。隣の御前崎、吉田には立派な図書館があり羨ましく思う。場所はどこが良いのかわからないが、相良、榛原の住民が公平に恩恵に浴せる所、例えば片浜などの旧両町の間地点を考えて建設してほしい。また、両庁舎で課が合併するなどして空き部屋が出来れば、それらを活用して図書館の充実を考えるのも一案であろう。静かに読書や学習する環境を是非、整えて欲しいと思う。</p>	<p>パブリックコメントにお寄せいただいたご意見の他にも、自治会や議会、職員等への説明会を開催する中で頂いた多くのご意見を参考にしながら検討を重ねた結果、条例案は試案と比較しますと簡潔な内容となっています。 今後は、市民の皆様は条例の内容を理解していただけるように周知を図っていくとともに、パブリックコメントにつきましても、この条例に基づいて提出方法を始めとした仕組みを整えていきます。</p> <p>市民・議会・行政に共通のルールとして、情報共有、市民参加を促進し、保障していくためには条例という根拠を設ける必要があると考えています。</p> <p>分野別の政策は、それぞれ、個別の条例や基本計画等で定められるものと考えています。</p>